

新宮市告示第 9 6 号

特定収納事務に係る歳入等の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 の 7 第 2 項の規定により、以下の歳入等の事務（以下、特定収納事務）を地方税共同機構に行わせることとしたのでこれを告示する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

新宮市長 上田 勝之

1. 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日

令和 8 年 9 月 2 9 日

2. 特定収納事務に係る歳入等

会計	歳入等の名称
一般会計	分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入、市債
国民健康保険特別会計 （事業勘定）	使用料及び手数料、諸収入
国民健康保険特別会計 （直営診療施設勘定）	診療収入、使用料及び手数料、諸収入
介護保険特別会計	使用料及び手数料、支払基金交付金、財産収入、諸収入
と畜場特別会計	事業収入、財産収入、諸収入、市債
駐車場事業特別会計	使用料及び手数料、諸収入
住宅資金貸付事業特別会計	諸収入
蜂伏団地共同污水处理施設 事業特別会計	分担金及び負担金、諸収入
土地取得特別会計	諸収入、財産収入
後期高齢者医療特別会計	諸収入
	歳計外現金
	歳入等に係る誤払金等の戻入